

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和3年4月9日（金）午前9時30分～午前10時5分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第4号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について
- (5) 議案第5号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和3年度第1回農業委員会総会を開催します。 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入り口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。 なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。
議 長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番 岸野委員と、2番 石井委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第1号から議案第5号の5議案です。
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上6件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号1番につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。
4 番 委 員	譲受人と譲渡人が合意しています。譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号1番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号1番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 2 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地の確認を行いました。譲受人は適切に管理できるものと思います。 特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 番につきまして、 他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 2 番につきましては、 許可と決定します。
議 長	事案番号 3 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	現地確認を行いました。譲受人は適切に管理できるものと思います。 特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 3 番につきまして、 他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 3 番につきましては、 許可と決定します。
議 長	事案番号 4 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番委員	譲受人と譲渡人が合意しています。現地も確認しました。 問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 4 番につきまして、 他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 4 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 5 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番委員	譲受人と譲渡人が合意しています。現地も確認しました。問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 5 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 5 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 6 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番委員	譲受人と譲渡人が合意しています。現地も確認しました。問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 6 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 6 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、1 件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号 1 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。

議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 1 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 1 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、 2 件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 事案番号 1 番及び 2 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 1 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番委員	現地確認を行いました。排水等、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 1 番につきましては、許可と決定します。

議 長	事案番号 2 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 2 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 4 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	議案第 4 号をご覧ください。 令和 3 年 2 月 25 日の総会で農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」を作成し、ホームページ等で意見募集することとし、約 1 カ月間（3/3～4/2）ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は意見がありませんでした。この結果を踏まえ、農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」は案のとおり決定していただきたいという内容です。
議 長	事務局の説明が終わりました。「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきまして、意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 4 号については、案のとおり決定することを議決します。今後、ホームページへ掲載します。

議 長	議案第 5 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	議案第 5 号をご覧ください。 令和 3 年 2 月 25 日の総会で農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成し、ホームページ等で意見募集することとし、約 1 カ月間（3/3～4/2）ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は意見がありませんでした。この結果を踏まえ、農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」は案のとおり決定していただきたいという内容です。
議 長	事務局の説明が終わりました。「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」につきまして、意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第 5 号については、案のとおり決定することを議決します。今後、ホームページへ掲載します。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	（1）矢掛町農業振興地域整備計画の変更について 事務局から報告します。
事 務 局	本件は令和 3 年 2 月 25 日の総会で審議いただいた、矢掛町農業振興地域整備計画の変更です。矢掛町長から原案どおり変更した旨の通知がありましたので、報告します。
議 長	（2）農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号 1 番について、現地確認を行いました。問題はありません。

山田地区 推進委員	事案番号 2 番について、現地確認を行いました。問題はありません。
中川地区 推進委員	事案番号 3 番， 4 番について、現地確認を行いました。問題はありません。
小田地区 推進委員	事案番号 5 番について、現地確認を行いました。問題はありません。
議 長	(3) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号 1 番について、現地確認を行いました。問題はありません。
中川地区 推進委員	事案番号 2 番， 3 番について、現地確認を行いました。問題はありません。
議 長	(4) 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号 1 番， 2 番について、確認しました。問題はありません。
川面地区 推進委員	事案番号 3 番について、確認しました。問題はありません。
中川地区 推進委員	事案番号 4 番， 5 番について、確認しました。問題はありません。
小田地区 推進委員	事案番号 6 番について、確認しました。問題はありません。
議 長	(5) 農地転用の完了報告書について 地元農業委員の確認報告をお願いします。

7 番 委 員	確認しました。
議 長	(6) 許可取下の報告について 地元農業委員の確認報告をお願いします。
2 番 委 員	譲受人と譲渡人が話し合った結果、譲渡人が耕作することになりました。問題はないと思います。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。